

提出書類一覧表〔建設工事〕

	書類名	写しで よいもの	備考
1	受付票【R5年度用】 (新見市独自様式)		委任先がある場合には本社名と委任先を明記してください。 必ず希望業種に○印を明記してください。 ※希望業種数に制限はありません。
2	入札参加資格審査申請書		総務省標準様式1(岡山県様式又はこれに準ずる様式でも可)
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	※最新のもの 申請書提出までに内容(許可区分、技術職員の数等)に変更があった場合は、朱書きで訂正してください。
4	国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「建設業者の詳細情報」の写し	○	建設業許可証明書でも可
5	委任状		入札・契約締結等の権限を支店長・営業所長等に委任する場合、受任者は希望業種の許可を有する建設業法第3条の営業所であること。
6	営業所一覧表	○	総務省作成統一様式2-2のほか、建設業許可申請で提出する様式等でも可。
7	商業登記簿謄本	○	提出日から3か月以内に取得したもの。
8	代表者身分証明書	○	法人登記されている場合は必要なし。
9	技術職員名簿 (3の申請時に添付した書類の写しで可、異動があれば、最新のものに修正すること)	○	常時雇用関係がある者のみ。 市内業者は、雇用関係が客観的に確認できる書類(写し)を添付すること。
10	技術者数調書【R5年度用】(新見市独自様式)		会社全体の人数を記入。(その2も必ず提出(両面印刷)。)
11	営業所専任技術者調書(新見市独自様式)		本社(委任している場合は、委任先のもの)
12	営業の沿革	○	任意様式。
13	工事経歴書	○	1年～2年(期)分。 様式第2号(建設業許可申請・経審受審時に提出する書類)の写しで可。(集約、両面印刷などし頁数を抑えてください。)
14	直前2年の各営業年度における工事施工金額	○	任意様式。
15	営業用機械器具調書	○	種類・能力も記載すること。様式は保有建設機械一覧表も可。
16	納税証明書 (滞納が無いことを証する書類)	○	提出日から3か月以内に取得したもの。 ①国税:法人にあつてはその3の3(個人はその3の2) ②都道府県税:県民税、事業税 ③市区町村税:市民税、固定資産税、法人住民税等 (延滞金等の附帯金も対象となります。) ※②・③については、委任先の証明書のみで可。 ※代表者または受任者が新見市税の対象となっている場合は、その者の証明書も必要 ※納税証明申請書へはマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が必要となります。(新見市への申請には必要ありません。)
17	建設業退職金共済組合加入・履行証明書	○	提出日から3か月以内に証明されたもの。※中小企業退職金共済加入証明書、特定退職金共済加入証明書も可
18	社会保険料納入証明書	○	※所管の年金事務所へ申請し、交付を受けたもの 証明対象期間:令和3年11月分から令和4年10月分まで 出力区分:一括用のみ(それ以降でも可) 証明範囲区分:保険料のみ
19	使用印鑑届		
20	印鑑証明書	○	提出日から3か月以内に取得したもの。 ※市外業者、準市内業者及び新規の市内業者のみ提出。
21	新見市暴力団排除条例に係る誓約書		
22	舗装業者表 (新見市独自様式)	○	※市内に営業所を有する者のみ 記載してある舗装工事用機械器具の写真を添付すること 舗装業希望の場合のみ
23	舗装業者工事施工能力審査申請書(様式1)	○	岡山県の「舗装業者工事施工能力審査申請書」の写し(受付印のあるもの) ※岡山県内に営業所を有する者のみ 舗装業希望の場合のみ
24	専門業種調書 (新見市独自様式)		※市内に営業所を有する者のみ 合併浄化槽設置工事、アスベスト除去工事、 法面保護工事を希望する場合のみ
25	浄化槽設備士(有することを証する書類)	○	※市内に営業所を有する者のみ 合併浄化槽設備工事を希望する場合のみ
26	特定化学物質等作業主任者又は石綿作業主任者 (有することを証する書類)	○	※市内に営業所を有する者のみ アスベスト除去工事を希望する場合のみ

※官公庁の証明書類は発行日より3か月以内のものに限ります。